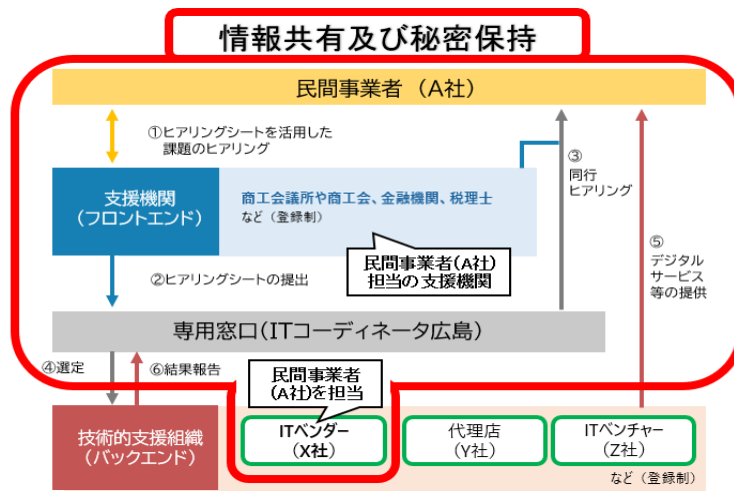


令和6年度広島県DX支援環境構築業務
「(4) DX推進支援環境の構築」に関する重要事項説明

1 共通事項 下図参照

- (1) 本業務は、役割の異なる複数の主体が参画、連携して取り組みます。
- (2) 民間事業者に関する情報は、ヒアリングシート等を通じて、担当の支援機関（フロントエンド）、広島県、専用窓口（ITコーディネータ広島）、当該民間事業者を担当する技術的支援組織（バックエンド）の間で共有します。
- (3) 担当の支援機関（フロントエンド）、広島県、専用窓口（ITコーディネータ広島）、当該民間事業者を担当する技術的支援組織（バックエンド）は、本業務に関わる活動を通じて知り得た情報で公には入手出来ない情報については、相互に秘密保持を図るものとします。



2 支援機関（フロントエンド）及び技術的支援組織（バックエンド）に関する事項

- (1) 支援機関（フロントエンド）及び技術的支援組織（バックエンド）の参画は、「登録制」としてしています。
- (2) 本業務に参画している支援機関（フロントエンド）及び技術的支援組織（バックエンド）は、本業務実施期間中、「相談受付窓口リスト」等で公表しています。
- (3) 技術的支援組織（バックエンド）の民間事業者に対するデジタルサービス等の提供に係る費用は、ご負担いただく必要があります。
- (4) 支援機関（フロントエンド）及び技術的支援組織（バックエンド）は、「1 共通事項」及び「2 支援機関（フロントエンド）及び技術的支援組織（バックエンド）に関する事項（1）～（3）」を踏まえ、「誓約書」を専用窓口（ITコーディネータ広島）に提出しています。

3 支援を希望する民間事業者に関する事項

- (1) 課題内容によっては、対応困難な場合もあります。
- (2) 技術的支援組織（バックエンド）からのデジタルサービス等の提供には、費用負担が生じます。
- (3) 必要に応じて、本業務に参画している技術的支援組織（バックエンド）のうち、民間事業者の情報共有を控える者を指定することができます。
- (4) 「1 共通事項」及び「3 支援を希望する民間事業者に関する事項（1）～（3）」を踏まえ、「情報共有同意書（兼）支援申込書」を担当の支援機関（フロントエンド）に提出してください。